

公共施設等運営権の設定について

葉山町（以下「町」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、アクアデザイン葉山株式会社（以下「運営権者」という。）に葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（ＰＦＩ法第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第３項に基づき、下記のとおり公表する。

令和８年９月４日

葉山町長 山梨 崇仁

記

１ 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

名称	立地	規模	配置
葉山町公共 下水道	葉山町	１日当たり処理能力 10,800 立方メートル	葉山浄化センター 葉山町長柄 1,735 番地
			葉山中継ポンプ場 葉山町一色 2,516 番地
			マンホールポンプ 処理区域内
			圧送管 (葉山中継ポンプ場から葉山浄化 センターに汚水を圧送する管路)

２ 公共施設等運営権者

葉山町長柄 1735 番地

アクアデザイン葉山株式会社

３ 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(１) 義務事業

- ア 経営に関する業務
 - イ 維持管理に関する業務
 - ウ 改築に関する業務
- (2) 附帯事業

4 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 公共施設等運営権の設定の日から令和29年3月31日までとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に定める場合には、町及び公共施設等運営権者が協議のうえ、合意した日まで存続期間を延長することができる。ただし、その期間は、10年を超えることができない。
 - ア 不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延した場合又は公共施設等運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき。
 - イ 町の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合
 - ウ 公共施設等運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合